

芝地区総合支所区民課

「コンビニ交付サービス」における各種証明書の手数料について

区民課では、区民サービスの向上となる「書かない窓口」「待たせない窓口」「行かなくてもいい窓口」を実現するため、窓口DXに取り組んでいます。

令和6年度をもって、区窓口等の手続における手数料（以下「手数料」といいます。）の免除は終了としますが、「待たせない窓口」「行かなくてもいい窓口」をより一層推進するとともに窓口の混雑緩和を目的として、「コンビニ交付サービス」における各種証明書発行手数料（以下「コンビニ交付手数料」といいます。）については、令和7年度も10円とします。

1 背景

区は、区民や区内事業者等の経済的負担の軽減を目的に、令和2年度から、手数料を免除しており、コンビニ交付手数料については、コンビニエンスストアで扱うことのできる最低料金の10円（1通あたり）としてきました。

この取組については、景気等の動向を踏まえ、予定どおり令和7年3月31日をもって終了する予定です。

2 コンビニ交付手数料について

経済的負担の軽減を目的とした手数料の免除は終了しますが、来年度、マイナンバーカードの更新等に係る手続や戸籍法改正による振り仮名対応に係る手続に伴う来庁者の増加が見込まれることから、窓口の混雑緩和を図るとともに「待たせない窓口」「行かなくてもいい窓口」をより一層推進するため、コンビニ交付手数料については、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）も10円とします。

（1）取得対象証明書

- ・住民票の写し（世帯全員・世帯一部）
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍（全部・個人）事項証明書（現在のもの、本籍地が港区の場合のみ）
- ・戸籍の附票の写し（全部・一部）（現在のもの、本籍地が港区の場合のみ）
- ・特別区民税・都民税課税証明書（直近3年分）
- ・特別区民税・都民税納税証明書（直近3年分）

(2) 利用できる店舗・時間

ア 店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ

イ 時間

午前6時30分から午後11時まで（年末年始及びメンテナンス時を除く）

(3) 期待される効果等

ア 混雑緩和による窓口来訪者の満足度向上

イ 区民の行動変容による将来的な窓口利用者の減少

ウ マイナンバーカードの普及と利活用の促進

3 今後のスケジュール

令和6年12月 区民等に向けた周知（区ホームページ、SNS、窓口等）

令和7年 3月31日 手数料免除の終了

4月 1日 窓口混雑緩和のためのコンビニ交付手数料10円の開始

【窓口における業務フロー及び処理時間】

(例) 転入手続+マイナンバーカードの更新+印鑑登録+国保継続+住民票の写し発行+印鑑登録証明書発行

